令和５年１２月８日
四国電力株式会社

「伊方発電所 原子力事業者防災業務計画」の修正について

当社は、原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）に基づく「伊方発電所 原子力事業者防災業務計画」を修正し、本日、国に届出を実施しました。

その要旨については、以下のとおりです。

１．「伊方発電所 原子力事業者防災業務計画」の修正要旨

（１）原子力災害医療活動の充実に伴う修正

ａ．医療関連資機材の整理および原子力安全研究協会の組織概要の追記

（２）記載の適正化

ａ．緊急時活動レベルの見直し等への対応に係る会合を踏まえた修正

ｂ．伊方１号機廃止措置計画に伴う修正

ｃ．伊方３号機非常用電源系統運用見直しによる修正

ｄ．国土交通省の組織改正に伴う組織の名称変更に係る修正

ｅ．地震情報追加に伴う通報連絡様式の修正

ｆ．その他

２．運用開始日

令和５年１２月８日

（参考）原子力事業者防災業務計画

原子力事業者は、原災法に基づき、原子力災害発生時の防災対策が迅速かつ的確に実施できるよう、非常事態発生時における関係機関への通報、防災組織の設置等について、具体的な実施内容を原子力事業者防災業務計画に定め、運用している。

以　上